

特定非営利活動法人どりいむスイッチ 給与規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、就業規則第3条第1項第1号に規定する社員の給与について定める。

2 契約社員の給与は個別に定める。

(給与の種類)

第2条 社員の給与は、給料および次に掲げる諸手当とする。

- (1) 通勤手当
- (2) 時間外勤務手当
- (3) 休日給
- (4) 宿直手当
- (5) 在宅手当
- (6) 民改費
- (7) 処遇改善手当

(給与の支払方法)

第3条 給与は通貨で直接本人に支払う。ただし、本人から申出のある場合には、口座振替の方法により支払うことができる。

2 法令および法令の規定に基づく協約、または協定により控除するものがあるときは、給与から控除して支払う。

(給与の支払日)

第4条 給与（期末手当を除く。）の支払日は、毎月15日とする。

2 前項に規定する支払日が休日および土曜日にあたるときは、その日前の最も近い休日でない日とする。

3 前2項の規定にかかわらず、災害、その他の事由により給与の支払が著しく困難なときは、支払日を一時変更することができる。

第2章 給料

(給料)

第5条 給料とは、正規の勤務時間による勤務に対する報酬をいう。

2 給料は、月額又は時給とし個別に定める。

(給料の決定)

第6条 社員に適用される給料は、職務の複雑困難および責任の度合いを考慮し、更に本人の能力、経験などを勘案して決定する。

(昇給の基準)

第7条 昇給は、社員の能力、勤務成績、成果、法人の業績等により決定する。

(昇給の保留)

第8条 次の各号の一に該当するものについては、当該期に限り昇給を行わないことがある。

- (1) 休職中の者、または入社後の就業日数が所定の期日に満たない者。
- (2) いちじるしく技能が低い者、またはいちじるしく勤務成績もしくは素行が不良の者。
- (3) 懲戒処分を受けた者。

(昇給の時期)

第9条 昇給の時期は、4月1日とする。

(給料の支給方法)

第10条 給料は、月の1日から末日までの期間につきその翌月に支給する。

2 月の途中で入社、退職等により所定の日数を就業しない場合は、次の日割計算により支給する。

$$\text{支給額} = \frac{\text{基本給} + \text{諸手当}}{\text{賃金計算期間の暦日数}} \times \frac{\text{賃金計算期間における}}{\text{在籍暦日数}}$$

第3章 諸手当

(通勤手当)

第11条 通勤に要する交通費は、その者が公共交通機関を利用した合理的な通勤経路の1ヶ月分の通勤定期代を支給する。

2. 転居等により乗車区間および乗車期間を変更しようとする場合には、所定の手続を経て承認のあった月から新たな通勤手当を支給する。

3. 入退社などの理由により支給日数が1ヶ月を下回る場合は、通勤交通費を日割計算した場合と、1ヶ月分の通勤定期代を比較し、金額が少ない方を支給する。

(時間外勤務手当の計算)

第 12 条 時間外勤務手当は、次の計算によって支給する。ただし、法人が時間外勤務を命じた場合に限るものとする。

$$\frac{\text{基本給または月額給与}}{1 \text{ ヶ月の平均所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{時間外勤務時間数}$$

2. 前項の定めにかかわらず、一賃金計算期間の時間外勤務時間数と所定休日勤務時間数の合計が 60 時間を超過した場合は、超過した時間につき次の計算によって支給する。

$$\frac{\text{基本給または月額給与}}{1 \text{ ヶ月の平均所定労働時間}} \times 1.5 \times \text{時間外勤務時間数}$$

(休日勤務手当の計算)

第 13 条 休日出勤手当は、次の計算によって支給する。ただし、法人が休日出勤を命じた場合に限るものとする。

(1) 法定休日の場合

$$\frac{\text{基本給または月額給与}}{1 \text{ ヶ月の平均所定労働時間}} \times 1.35 \times \text{休日勤務時間数}$$

(2) 所定休日の場合

$$\frac{\text{基本給または月額給与}}{1 \text{ ヶ月の平均所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{所定休日勤務時間数}$$

2. 前項第 2 号の場合において、一賃金計算期間の時間外勤務時間数と所定休日勤務時間数の合計が 60 時間を超過した場合は、超過した時間につき次の計算によって支給する。

$$\frac{\text{基本給または月額給与}}{1 \text{ ヶ月の平均所定労働時間}} \times 1.5 \times \text{所定休日勤務時間数}$$

(深夜勤務手当の計算)

第 14 条 深夜勤務手当は、次の計算によって支給する。

$$\frac{\text{基本給または月額給与}}{1 \text{ ヶ月の所定労働時間}} \times 0.25 \times \text{深夜勤務時間数}$$

(適用除外)

第 15 条 第 12 条、第 13 条の規定は労働基準法第 41 条第 2 号に該当する管理・監督の

地位にある者には適用しない。また、裁量労働の対象者には第12条の規定は適用しない。

付 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

令和4年5月1日一部改訂

令和4年10月1日一部改訂